

# 平成23年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と 福祉の推進	小	シニア世代の生きがい づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>老人クラブ等の活動の活性化 P. 49</b></p> <p>老人クラブ会員数が減少している原因について、更に把握するとともに、老人クラブ等と連携し、活動の活性化に向けて一層努力されたい。</p>				<p><b>長寿社会推進課</b></p> <p>区は、当該行政監査での指摘を踏まえ、老人クラブ連合会及び老人クラブの活動の活性化のため、様々な側面支援を行った。具体的な取組として、平成25年度には、地域貢献活動や見守り活動を支援することを目的とした「友愛活動補助金」を創設し、老人クラブ連合会補助金を老人クラブ数、会員数及び活動に応じた支給方法に変更する等、区の助成制度の見直しを図った。また平成26年度には、区と老人クラブ連合会とが連携し、老人クラブの活動地域ごとの高齢者人口における老人クラブ加入率を調査し、その結果を元に加入率の低い地域に対し、老人クラブ連合会が主体となって入会促進に向けた働きかけを行った。更に、いたばし健康まつりへ初めて出展し、シニア世代向けの講座において老人クラブの活動体験を取り入れる等、PR面での強化を図った。</p> <p>平成27年4月1日現在、板橋区内の老人クラブ数は137団体、会員数は12,661人で、昨年度に比べ154人の減となった。原因は、死亡や健康面の悪化を理由とした退会による自然減が入会者数の増を上回ったことによるものである。平成26年度に実施した「板橋区高齢者生活実態意向調査」によると、老人クラブに入会しない理由として、仕事等による多忙や人間関係の煩わしさ等の個人的理由の他、老人クラブの存在についての認識不足、活動内容に係る魅力の欠如、及び「老人」という名称への抵抗感が上位に挙げられており、このことが、入会意思を阻む要因と考えられる。</p>		

## 平成23年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と 福祉の推進	小	シニア世代の生きがい づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				<p>しかし、今年度については過去10年間において最も減少数が緩和され、下げ止まりが顕著となった。また、1クラブ当たりの会員数についても、平成26年度92.1人に対し、平成27年度92.4人となり、対前年度比において平成22年度以来6年ぶりに増加した。</p> <p>理由としては、前述のとおり老人クラブ連合会の会員増強活動の取組が各老人クラブに浸透してきたこと、及び友愛活動補助金の創設による各老人クラブ活動の活性化に影響を与えたこと等の複合的要因であり、徐々取組の効果が現れてきていると考えられる。</p> <p>平成27年度においては、各老人クラブに対する助成金について、会員1人当たりの数で支給する（人数割）方式から30人単位の段階制に変更を行うとともに、その支給に当たっては、社会奉仕活動等に対し一定の活動要件を追加することにより、更なる活動の活性化を図ることとしている。</p> <p>また、昨年度に引き続きいたばし健康まつりへの出展に加え、平成28年2月8日～12日の開庁日に区役所のイベントスペースを活用し、板橋区老人クラブ連合会及び老人クラブの様々な活動のPRを実施する予定である。</p> <p>今後は、老人クラブ連合会及び老人クラブの社会参画・社会貢献活動（いわゆる「人の役に立つ」活動）を引き続き支援することはもとより、老人クラブ連合会及び老人クラブと連携し、外部に向けて積極的に魅力発信を行う。特に前期高齢者に対して入会するメリットを肌で感じてもらうことで入会希望者を創出し、老人クラブ連合会及び老人クラブの更なる活性化に繋げるため</p>		

## 平成23年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と 福祉の推進	小	シニア世代の生きがい づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				の取組を強化していく。		

## 平成23年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	社会環境の変化に対応 した行財政の改革	中	内部努力の徹底	小	区民貸出施設における設備 保守点検等の委託について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<b>特命随意契約の必要性の確認等（機械警備）</b> <b>P. 43</b> 機械警備委託について、年度間の継続的警備並びに警備装置の減価償却及び設置・撤去費用を考慮した上で、設置後一定期間経過したものについては、競争入札をすることを検討されたい。				<b>庁舎管理・契約課</b> 機械警備委託の契約は、警備に要する機器の設置、保守及び更新等を含んだ仕様で競争入札や見積競争を行い受託者を決定している。その後は同一の受託者と特命随意契約を行っている。契約期間中の機器の保守や更新は適宜受託者が実施しているため、競争入札等に付したとしても現在の受託者以外の事業者による受注は見込めない状況である。よって、既に機械警備機器が設置されている施設を競争入札等に付して受託者を入れ替えることは困難となっている。 また、費用面からの検討も行ったが、それぞれ異なる事業者が受託している3施設の機械警備委託を3年、5年及び機器の耐用年数の期間で見積書を依頼したところ2業者からは仮定の話では見積りはできないとのことであった。唯一提出された見積りの内容を検討すると、競争を前提とした見積りには新規取付費用、機器撤去費用及び業務引継費用が必要となり、新たな費用の上乗せが必要となる。 新たな費用を含んだ見積金額を契約期間で割り返した年額を比較すると3年及び5年の契約期間では現行方式よりも費用が上昇し、耐用年数（本施設の機器は7年）を契約期間とした場合には費用は現行方式よりも低下した。 短期、中期の契約期間では経済性の面で問題があり、長期の契約期間には条例による制約がある。今後はそれぞれの課題について引き続き検討を行っていく。		

# 平成24年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	快適な生活環境の 整備	小	公園の維持管理について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>地域がつくる公園制度の整備 P. 38</b></p> <p>グループづくりについて区の支援が積極的ではなかったことや自主的な活動が他のグループづくりに繋がらなかったため、事実上グループ数の増が見られない状況にある。まず区がグループの増加数の目標値を設定し、今後活動する代表者の育成を図るなど、より一層、地域住民にグループとして参加してもらえる方策を検討されたい。</p>				<p><b>みどりと公園課</b></p> <p>グループの増加数の目標値を年間1グループと設定し、新設公園の地元等への働きかけを行った結果、平成24年度末に24グループだった活動数が、現在は26グループとなっている（3グループ増、1グループ減）。</p> <p>平成27年4月には「板橋区地域がつくる公園制度実施要領」を改正し、実費弁償相当の活動費単価を引き上げるとともに（133円/㎡・年⇒137円/㎡・年）、狭小な公園での活動費に最低保障額（36,000円/年）を設定し、より利用しやすい制度内容に改善した。</p> <p>今後は、引き続き公園新設・改修時での制度PRを行うとともに、公園規模等条件の適した推進公園において既に花壇での活動を行っている花づくりグループへのアプローチを進める。</p> <p>花づくりグループに対しては、花苗配布（春季6月上旬、秋季11月中旬）のタイミング等を利用して、活動への参加を呼び掛けるとともに、花づくりグループ交流誌において制度のPRを行うなど、積極的に制度の活用を働きかけていく。</p>		

## 平成24年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した施策 の着実な推進	中	生涯を通じた健康 と福祉の推進	小	介護保険制度について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>サービス体系の周知 P. 44</b></p> <p>介護保険制度に関する事業については、それぞれの事業を所管する部署が様々な案内パンフレット等を作成しているが、サービス体系の全体像を把握できるようなものはない。年齢や健康状態に応じて、どのような事業が対象になるのか、サービス体系を一覧できるパンフレットの作成等について検討されたい。</p>				<p><b>介護保険課</b></p> <p>介護保険制度に関する事業については、必要な方に必要なサービスが届くようサービス体系の全体像を一覧できるパンフレットの作成について検討を行ってきた。</p> <p>平成24年度から版型をA4判に拡大することにより、従来の「介護保険のしおり」よりも多くの情報を掲載し、より分かりやすく介護保険制度全体を一覧できるように改善を図った。</p> <p>現在発行している平成27年度版の「介護保険のしおり」では、介護保険で利用できるサービスについて、体系的にすべてのサービスを紹介し、介護保険制度を利用する高齢者のための便宜を図っている。</p> <p>また、これまで3年毎に発行していた「介護保険のしおり」は、平成27年度から毎年発行することにし、段階的に実施される介護保険制度の改正に対応するとともに、改正内容を一覧で掲載することによって、変更になった点をわかりやすく解説することにした。</p> <p>さらに、介護保険の被保険者全員に対しては、保険料決定通知書を送付する際に、介護保険制度の概要を記載した小冊子を同封し、介護保険制度の周知を図っている。</p> <p>一方で、健康寿命の延伸施策の一環として、介護予防に重点を置いた「いたばし健康長寿100歳！」を作成し、65歳からの健康づくりについて周知を行っている。</p> <p>なお、高齢者施策のサービス体系の全体像を把握できるものとしては、長寿社会推進課が毎年発行している「おとしよりの保健福祉」がある。「おとしよりの保健福祉」には、介護保険制度の概要を含めた高齢者福祉サービスを体系的に紹介し、目次には利用対象</p>		

## 平成24年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した施策 の着実な推進	中	生涯を通じた健康 と福祉の推進	小	介護保険制度について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				<p>者の年齢・要介護度等を記載し、一覧で高齢者自身が利用可能なサービスを検索できるよう工夫している。</p> <p>「介護保険のしおり」・「おとしよりの保健福祉」の冊子は、区役所以外にも区民事務所、福祉事務所、健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、おとしより相談センター等でも配布しており、区のホームページからも閲覧ができるようにしている。</p>		

## 平成24年度第3回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	社会環境の変化に対応 した行財政の改革	中	内部努力の徹底	小	受益者負担の適正化について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>公共溝渠使用料の減免基準の整備 P. 55</b></p> <p>公共溝渠使用料の減額免除については、条例が規定する要件は概括的で、どのような場合にどの程度減額し、又は免除するかの基準はなく、申請の都度決定している状況にある。減免基準等の作成について検討されたい。</p>				<p><b>土木部管理課</b></p> <p>公共溝渠使用料の減免基準については、平成27年11月19日付で「板橋区が管理する公共溝渠の使用許可における使用料の減免に係る要綱」を制定し、減免基準を定めた。</p>		



## 平成25年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全ナンバーワン	中	緑と環境力UP	小	清掃・リサイクル事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>男性が受講しやすいリサイクルワークショップの実施 P.66</b></p> <p>リサイクルワークショップは、女性参加者のリピーターに支持されている事業である。包丁研ぎの講座や簡易な修理方法を取り上げた講座など、男性も受講しやすい企画を検討されたい。</p>				<p><b>環境課</b></p> <p>平成25年度第1回行政監査（7月）において、エコポリスセンターで実施しているリサイクルワークショップについては、男性が受講しやすい講座の実施を検討すべきとの指摘を受けた。</p> <p>平成25年8月、エコポリスセンターの指定管理者に対して上記監査内容の報告を行い、平成26年1月～3月の新年度事業計画書を策定する際に指定管理者と区で協議の上、男性が受講しやすい講座を実施する方針を決定した。</p> <p>平成26年4月から講座内容を調査・検討し、同年11月に平成27年3月中に下記講座を実施する事を決定し、下記講座を開催した。</p> <p>（実施講座）</p> <p>1 講座名 「折れたバットでお箸を作ろう！」</p> <p>(1) 開催日 平成27年3月1日 (2) 参加者 15名（定員24名）うち男性5名</p> <p>2 講座名 「ニリンソウで苔玉作り」</p> <p>(1) 開催日 平成27年3月7日 (2) 参加者 22名（定員24名）うち男性4名</p> <p>3 講座名 「みんなの電子工作～LED×手回し発電機～」</p> <p>(1) 開催日 平成27年3月21日 (2) 参加者 9名（定員16名）うち男性5名</p> <p>なお、ニーズの把握を行うため、11月16日からアンケートに「やってほしい男性向けの講座」を記入する欄を設けるよう変更したところ、11月16日実施講座の男性参加者から「ちぎり絵」、「陶芸」の意見があったため、平成27年度の実施講座の一つとして検討する事とした。</p>		

## 平成25年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全ナンバーワン	中	緑と環境力UP	小	清掃・リサイクル事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>生ごみリサイクルの推進（たい肥づくり講習会の効果的な実施） P.67</b></p> <p>開催時期や対象者を見直して、夏休みの時期に親子を対象とする講習会の開催や区民農園利用者を対象とするなど、他部署と連携した事業などを検討されたい。</p>				<p>平成27年度では、下記講座を実施した。 （実施講座）</p> <p>1 講座名 「釣りシノブ苔玉作り」                      (1) 開催日 平成27年7月18日 (2) 参加者 15名(定員24名)うち男性2名</p> <p>現在の予定としては、意見を受けた「ちぎり絵」について、12月に「切り絵で年賀状」を実施し、また、平成28年1月から2月に「木工講座」を実施する予定である。なお、「陶芸」については、実施の可否を含め検討中である。</p> <p>今後も、ニーズの把握に努めながら、男性が受講しやすい講座を実施していく。</p> <p><b>清掃リサイクル課</b></p> <p>平成26年度より、新たに夏休みの時期に小学生の親子を対象とした講習会を開催することとし、平成26年度は23名、平成27年度は27名の参加者があった。</p> <p>また、区民農園利用者の参加を促すため、全5回の講習会のうち、秋に開催していた講習会2回分を、区民農園の利用手続きに合わせて3月に2回開催した。平成27年2月の区民農園利用手続き会場で、開催チラシを配付したところ、参加者48名（2回分合計）のうち、チラシを見て申し込んだ参加者は15名であった。</p> <p>講習会の対象者や、開催時期の見直しにより、平成26年度の講習会の受講者数は、平成25年度の64名から105名となり、41名（64.1%）増加し、受講者の確保を図ることができた。</p> <p>平成27年度においても、これまで3回実施した段階での参加者数は59名と、平成26年度（57名）とほぼ同様に推移しており、今後も受講者の確保が見込まれる。</p>		

## 平成25年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全ナンバーワン	中	緑と環境力UP	小	清掃・リサイクル事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				<p>今後も生ごみの減量化施策の一つとして、本事業を継続していく。</p>		

## 平成25年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	人づくり力UP	小	子どもの居場所づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>ガイドライン等の整備 P. 47</b></p> <p>活動場所の確保が難しいなど、各施設の利用について制約があるにしても、児童の放課後の居場所として安全で、快適な環境を確保できるよう、あいキッズの設備のガイドラインを設けるなど、児童が利用しやすい施設にしていく必要がある。</p>				<p><b>学校地域連携担当課</b></p> <p>国の「放課後子ども総合プラン」及び「子ども・子育て支援新制度」を受け、区では平成27年3月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令」に基づいた「板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定した。この条例により、設備の基準や職員の員数及び資格、開所時間・日数が全国統一基準と同様の水準で定められ、あいキッズ事業の「放課後児童健全育成事業」部分については、平成27年4月から、当該条例の基準が適用されることとなった。</p> <p>この当該条例の基準や「放課後子ども総合プラン」を踏まえてあいキッズの設備のガイドラインを整備した。これは、あいキッズが児童の放課後の居場所として、安全で、快適な環境を確保し、児童が利用しやすい施設としていくため、施設改修や学校との連絡調整時、あいキッズの年間事業計画策定時の必要な施設機能を確保する指針となる。平成27年度に策定し、平成28年度に向けた施設調整から適用する。</p> <p>平成28年度分について、学校と学校地域連携担当課とで、ガイドラインに沿った調整を行い、室内拠点、屋外拠点、その他の場所の確認書を平成27年度末に取り交わす。</p>		

## 平成25年度第3回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	職員の人材育成について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>A B C運動と朝礼の実施内容の把握 P. 48</b></p> <p>各職場におけるA B C運動と朝礼の実施内容を調査・分析し、各所属長はどのように行動しているか、職員間のコミュニケーションはどのように活性化しているか検証されたい。</p>				<p><b>人事課</b></p> <p>平成26年度に実施した職員意識調査では、「A B C運動の一環として挨拶や朝礼が行われている」という設問項目に対し80%以上の職員が肯定的回答をしており、定着が進んでいることが明らかになった。管理職は90%を超えており、特に意識が高かった。また、「職員が『もてなしの心』を持って来庁者に応対することをあたり前にする」としてA B C運動を各所属に周知してきた結果、「もてなしの心を意識した行動」は管理監督職が95%以上、主任主事・主事級が90%近くの職員が意識していると回答しており、多くの職員に浸透した。</p> <p>「職員間コミュニケーション」は、平成26年度調査では評価点において、管理職が0.3点、一般職員が0.18点、前回調査を上回る結果となり、一定の活性化を確認することができた。</p> <p>また、平成26年度に実施したO J Tプランナー養成研修後に実施したアンケート調査では、各所属で工夫した頻度と時間帯に係打ち合わせや朝礼を実施しコミュニケーションを図っていることが分かった。平成26年度部課長を対象に実施した職員意識調査の報告会及び研修会でのアンケートでは、管理職同士の情報交換の機会が人材育成や職場改善に必要であると認識していることが分かった。</p>		
<p><b>職場内研修（O J T）の拡充 P. 48</b></p> <p>所管課においては、助成制度を活用した職場の実績のみを把握するだけでなく、助成制度を活用していない職場内研修の内容も把握し、多くの職場において効果的な研修ができるよう</p>				<p><b>人事課</b></p> <p>O J Tプランナー研修内でのアンケートにより各所属でのO J Tの取組状況や取組内容の把握を行った。職場内研修（O J T）については、良い取組事例を取材し、他の</p>		

## 平成25年度第3回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	職員の人材育成について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p>支援を行う拡充策を講じられたい。</p> <p><b>業務遂行能力の向上に伴う連携 P. 49</b></p> <p>所管課は互いに連携し、他自治体の状況を調査して、区政経営を進める上で有益な情報を、職員誰もが活用できるように工夫・検討されたい。</p>				<p>職場への波及を狙い研修だよりで特集し発信した。また、OJTを活性化させる効果が期待できる「戦略思考開発事業」について、「戦略思考開発事業通信」を発信し、全職員への共有を図った。</p> <p>今年度策定中の人材育成・活用計画では、OJT体制の確立とOJT活動の促進を図るため、OJTを中心とした能力開発支援を体系づけている。</p> <p><b>経営改革推進課</b></p> <p>先進自治体である東京都や中野区、杉並区の取り組みを踏まえ、政策企画課と人事課、IT推進課と協力して、「目標管理制度」にて各係で業務改善目標を設定することとし、そのうち業務マニュアルの作成や事務の効率化等に著しく貢献した取り組みを優良事業等報奨制度の対象とした。表彰された取り組みは、他の職場でも取り組める有益な手法として、GNP（グッドニュースプロジェクト）に取り上げ、全職員にメール配信をするほか、ポータルトップに公開し、いつでも閲覧が可能な環境を整えた。</p> <p>また、人事課と協力して実施した業務改善研修において、汎用性の高い業務マニュアルのフォーマットを作成し、ポータルトップに公開したことで、業務の有用な情報をより簡単に整理できるようにした。</p> <p>さらに、業務を進める上で有益な業務マニュアル等の公開は、11月1日現在で約4割の課で実施しており、加えて、IT推進課の進める電子会議室の登録件数も49件となっていることから、ポータルサイトを活用したナレッ</p>		

## 平成25年度第3回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	職員の人材育成について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				<p>ジの共有は着実に定着しつつあるといえる。</p> <p>他方、人材育成基本方針後期実施計画（26・27年度）において、職員の改善努力を意識している割合が80%を超えていることに鑑み、改善意識の高まりを成果として計画の目標は達成したとの評価に至っている。</p> <p>以上を勘案すると、現在、各所管課にて保有するナレッジの共有は、概ね達成したといえる。</p> <p>さらなる業務遂行能力の向上には、ナレッジの源泉となる各職員の能力向上やノウハウの構築が重要となるため、行政財政経営計画や人材育成・活用計画に具体的な取り組みを定めて推進していく。</p> <p><b>IT推進課</b></p> <p>IT推進課でポータルサイトの活用を促したことで、平成24年度に13室であった電子会議室の室数は、平成27年度には49室となった。今年度は、電子会議室「建物・土地管理ツール」を整備し、区の施設管理に有用な情報を共有できる環境を整えた。</p> <p>また、部門フォルダには、昨年度の各所属の業務引継書・業務マニュアルに続き、今年度、マイナンバー制度に係る特定個人情報保護評価のフォルダが追加され、平成27年11月現在、マニュアルや統計等、4,924フォルダのなかに21,800ファイルの多岐にわたる情報が掲載されている。</p> <p>さらに、各所属の保有情報を組み合わせることで有用な情報となる地理情報の活用について、IT-Newsで特集号を組む</p>		

## 平成25年度第3回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	職員の人材育成について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				<p>など、GIS(地理情報システム)の有用性を周知した。</p> <p>このように、ポータルサイトを活用したナレッジの共有は着実に定着しつつあり、個人の持つ知識や情報を組織全体で共有する仕組みの活用を促すことができた。</p> <p>現在策定を進めているICT推進・活用計画においても、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資する施策を盛り込み取り組んでいく。</p> <p><b>人事課</b></p> <p>平成26年度は第四ブロック研修研究会にて、他区での状況を調査したところ、業務改善にかかる提案を募集・表彰し、庁内情報共有を実施している区が5区中4区あった(板橋区を含む)。</p> <p>業務遂行能力の向上については人材育成基本方針後期実施計画(26・27年度)に基づき、経営改革推進課と連携した業務改善研修、段取り力向上研修を実施したほか、様々な研修に関する情報を職員誰もが共有できるようポータルサイトに掲載した。後期実施計画では、職員意識調査の結果から業務遂行における部分については良好な状況であると評価でき、また引継書やマニュアルもポータルサイトに公開したことで、業務の有用な情報をより簡単に整理できるようになった。</p> <p>上記を踏まえ、今年度策定中の人材育成・活用計画に基づき、さらなる業務遂行能力の向上を図るため、戦略思考開発事業(26・27年度)で推進している業務遂行に係る内容を業務遂行能力向上・業務改善を支援する研修のプログラムに組み込み、よ</p>		



## 平成25年度第3回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	職員の人材育成について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				<p>り多くの受講者が実践（OJT）に活用できるよう係長級および主任主事、主事級の職層研修として実施する予定である。引継書やマニュアルの整理については、経営改革推進課と連携し取組みを強化していく。</p>		

# 平成26年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくりナ ンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくり について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<b>外国語版母子健康手帳の交付窓口の拡大 P.63</b> 外国語版母子健康手帳については、健康推進課のみで配付するのではなく、すべての母子健康手帳交付窓口においても受け取ることができるように、工夫されたい。				<b>健康推進課</b> 外国語版母子手帳の交付窓口については、健康推進課のみではなく、平成26年12月より、交付件数の多い中国語・汎用性の高い英語を健康福祉センターで受け取ることができるよう措置した。その他の6カ国語版については、必要配付数や地域の偏り等の予測ができないため、必要時に希望に応じ、迅速に最寄りの交付場所での交付を従来通り行う。また、区民事務所での配付対象者については、後日地区担当保健師から、電話や訪問により個別対応をするなかで、外国語版の必要な外国人妊産婦に、直接配付をする工夫を行って行く。		
<b>乳幼児呼吸健康診査（二次健康診査）の効果的な実施 P.64</b> 乳幼児呼吸器健康診査では、ぜん息発症のリスク軽減を図り、重症化を予防するため、一次健康診査の問診で「ぜん息の可能性が高い」と判断された幼児を速やかに専門医の受診につなぐよう、二次健康診査の受診率向上などに取り組まされたい。				<b>予防対策課</b> 従来、一次健康診査では、「ぜん息予防健診問診票」に基づいて保健師による問診を行っているが、この問診票は平成24年度から書式を一新している。見直しの内容として、それまで保健師に委ねられていた「リスクなし0」（ぜん息の可能性が極めて低い）、「リスク少1-1」（ぜん息の可能性が低い）、「リスク高1-2」（ぜん息の可能性が高い）の判定基準を、チェックの数によって判定するように変更した。 この見直しによって判定基準が明確になるとともに、「リスクなし0」の件数が減少し、「リスク少1-1」「リスク高1-2」の件数が増加した。そのため二次健康診査の対象者が増え、受診率が低下していた。 予防対策課内で検討をした結果、二次健康診査の受診率を向上するためには、ぜん息のリスクに関する正しい知識が不可欠であると判断した。		

## 平成26年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくりナ ンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくり について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
				<p>そこで、一次健康診査で全保護者に配付する「ぜん息予防健診問診票について」に、乳幼児ぜん息の特徴などの説明を新たに加え、知識の普及を図った。</p> <p>さらに、一次健康診査でぜん息の可能性が高いと判断された場合、保健師からぜん息のリスクについて説明をすることとした。既にぜん息の治療をしている、又はぜん息を発症していないがかかりつけ医がいる場合には、医療機関の医師に相談するよう指導し、そうでない場合には二次健康診査につなぐとともに、予約した二次健康診査をなるべくキャンセルしないよう口頭で指導するようにした。また、二次健康診査を希望せず、辞退した方には独立行政法人環境再生保全機構が作成した小児ぜん息に関するパンフレットを渡している。</p> <p>二次健康診査では、専門医による問診のほかに、保健師、栄養士、環境衛生監視員による説明や助言があり、医療機関における診療とは質の異なる指導を行っている。やむを得ず二次健康診査をキャンセルした方には、小児ぜん息に関するパンフレットを送付することで、知識の普及に努めるよう事務改善を図った。</p> <p>予防対策課では乳幼児呼吸健康診査を補完するものとして健康相談事業を実施している。昨年度、ぜん息等のアレルギーを持つ未就学児の保護者を対象にアレルギー食講習会を行ったところ、29名の参加があった。</p> <p>行政監査での指摘を受けて、平成26年度の後半から上記の改善事項を実施した。その結果、指摘事項であった二次健康診査の受診率は下表のように推移しており、受診率の向上につながった。</p>		

## 平成26年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくりナ ンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくり について											
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）													
				<p>今後も引き続き、ぜん息発症のリスク軽減を図り、重症化を予防するため、乳幼児の健康被害予防事業を実施していく。</p>													
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">平成24年度</th> <th style="width: 15%;">平成25年度</th> <th style="width: 15%;">平成26年度</th> <th style="width: 15%;">平成27年 度(上半期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二次健 康診査 受診率</td> <td>63.50%</td> <td>62.40%</td> <td>67.00%</td> <td>71.00%</td> </tr> </tbody> </table>					平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 度(上半期)	二次健 康診査 受診率	63.50%	62.40%	67.00%	71.00%
					平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 度(上半期)									
二次健 康診査 受診率	63.50%	62.40%	67.00%	71.00%													

## 平成26年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくりナ ンバーワン	中	人づくり力UP	小	就学援助事務について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>特別支援教育就学奨励（就学奨励）の支給認定事務等の適正化 P. 44</b></p> <p>学務課は、保護者が就学奨励の申請を行う前に通学費の算定事務のための調査を行い、支給対象者を選定していた。この通学費の調査は、申請者に対して行うべきものであり、通級者の交通費を申請者以外の者から事前に聴取するといったことがないよう事務手続の基準を定め、マニュアル等も作成しておく必要がある。</p> <p>また、学務課は申請した通級者の保護者に対して板橋区特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条第1項に規定する支給認定を行っておらず、認定結果も通知せずに支給を行っていた。要綱に基づき、支給対象者に該当するかどうかの認定を行い、申請者に対して認定の結果を通知する等適正な事務を執行するよう改善を求める。</p> <p><b>特別支援教育就学奨励（就学奨励）における周知方法の改善 P. 46</b></p> <p>平成25年度固定学級に在籍している児童・生徒の保護者へ配付した「就学奨励費のお知らせ」には、「就学援助を受けていない方で所得基準以内の方」が対象者であると記載されており、就学援助受給者は対象とされていなかった。平成25年度就学援助受給者からの就学奨励の申請は行われていなかった。</p> <p>学務課は、固定学級の就学援助受給者のうち就学奨励の受給希望者には、支給基準費目は限定されるものの、申請ができることを漏れなく周知する必要があった。「就学奨励費のお知らせ」には、就学援助受給者も限定的ではあるが、支給対象となる支給基準費目があることを記載し、周知にあたっては公平性を失う恐れがないよう、改善を求める。</p>				<p><b>学務課</b></p> <p>平成27年度は、通級者全員にお知らせ及び申請書類一式を配付し、通学費及び申請意思の有無の調査を行った。</p> <p>また、通級者で、申請書類の提出があった保護者全員に判定結果の通知を送付した。（通級者判定結果通知者数82人）</p> <p>なお、次年度以降も確実に履行されるよう、処理手順を定めた。</p> <p><b>学務課</b></p> <p>平成27年度就学奨励費のお知らせ（固定級用）には、就学援助受給者にも限定的ではあるが、支給対象となる支給基準費目があることを記載し、固定級在籍の児童・生徒全員に配付した。</p> <p>平成27年度就学援助受給者の就学奨励申請件数（固定級） 157件</p> <p>また、次年度以降も確実に履行されるよう、処理手順を定めた。</p>		

## 平成26年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくりナ ンバーワン	中	人づくり力UP	小	就学援助事務について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成27年12月報告）		
<p><b>広く区民に向けた特別支援教育就学奨励制度周知の充実 P.46</b></p> <p>学務課は、区内の固定学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して「就学奨励費のお知らせ」等で特別支援教育就学奨励制度の周知を行っているが、広く区民に向けた制度周知は行っていなかった。区ホームページ、わたしの便利帳、広報いたばし等で制度について広く周知を行い、支援を必要としている人に情報が十分行き届くように努められたい。</p>				<p><b>学務課</b></p> <p>区ホームページ、わたしの便利帳、広報いたばし（平成27年9月19日号）に特別支援教育就学奨励制度の情報を掲載し、広く周知を行った。便利帳、広報いたばしについては、平成28年度以降も継続して掲載することとし、ホームページについては、掲載情報をより充実させていく。</p>		